

第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画

- 第1項 防疫対策
- 第2項 清掃対策
- 第3項 食品衛生対策

《基本方針》

市は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図る。

第1項 防疫対策

1. 防疫体制の強化

“災害救助班”は、保健福祉環境事務所、医師会の協力を得て、防疫班及び疫学調査班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

- ア. 感染症法に規定に基づく感染症の発生状況、原因の把握、調査（県業務）
- イ. 感染症法に規定に基づく健康状態の把握、健康診断の実施（県業務）
- ウ. 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- エ. 優先地域、優先患者の確認

2. 防疫班及び疫学調査班の編成

班の編成人員については、災害の規模により適宜定める。

《防疫班、調査班の編成》

区分	機関	活動内容	編成基準		
防疫班	筑紫医師会	消毒、そ族・昆虫駆除等の防疫活動	衛生技術者	1名	
	筑紫保健福祉環境事務所		担当員	2～3名	
	筑紫野市 (環境班・災害救助班)		助手（事務）	1～2名	
調査班		予防及び応急対策活動（県業務）	医師	1名	
			保健師（看護師）	2～3名	
			事務	1～2名	

3. 災害時の疫学及び健康診断

(1) 実施方法

被災地区住民の健康状態の把握に努める。感染症発生等の疑いがある場合には、疫学調査班を編成し、情報収集に努め、必要に応じて清掃、消毒等を実施する。

《疫学調査活動》

目的	方 法	留 意 点
患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症患者の調査	健康診断（必要に応じ実施）	

(患者が発生した場合は、疾病に応じて入院勧告を行う。)

(2) 調査の重点

浸水地域における避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。

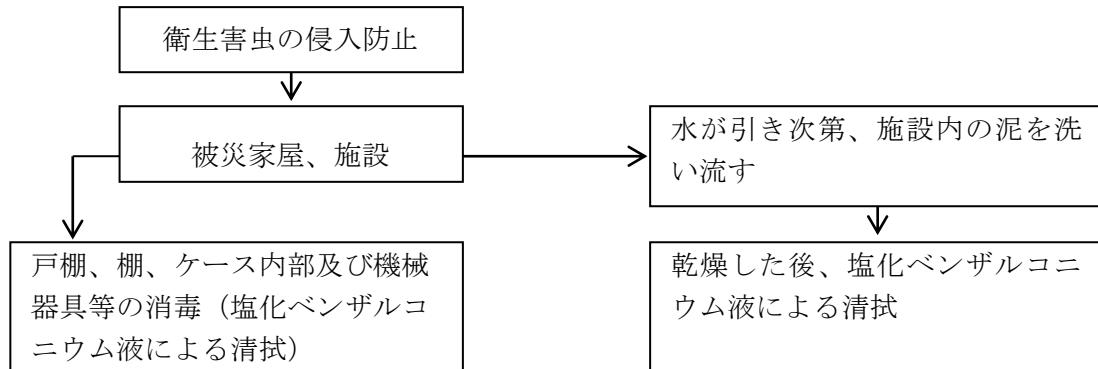
(3) 健康診断

疫学検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定による健康診断を実施する。

4. 防疫活動

(1) 防疫対策基本方針

《災害時の防疫対策基本方針》



ア. 災害後の地下水の使用を差し控える。

地盤の変化等による汚水の侵入等の危険性があるため

イ. 氷の使用その他の方法で食品関係の鮮度保持に努める。

停電等のため、原材料や製品の冷蔵保存が不十分となる危険性があるため

ウ. 手洗いの励行

使用水が汚染されている場合もあるので、流水で洗った後、速乾性手指消毒薬も併用する。

(2) 防疫活動

1) 市の災害防疫業務内容

市は、県知事の指導または指示に基づき、防疫活動を実施する。

《市の行うべき災害防疫業務》

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. そ族、昆虫等の駆除
- エ. 生活用水の使用制限及び供給等
- オ. 避難所の衛生管理及び防疫指導
- カ. 臨時予防接種の実施

2) 消毒方法

《防疫活動における消毒方法》

対象	消毒場所	消毒方法
飲料水	井戸	濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。 安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上水道	消毒の実施
家屋内	炊事場等	泥、ごみ等を排除し、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液により清拭する。
	床下等	クレゾール石鹼液や消石灰を散布するか必要に応じ、泥、ごみ等を排除し、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液等を散布する。
便槽、浄化槽	便槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。 (原則消毒不要)
	浄化槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。 (原則消毒不要)
芥溜、溝渠	芥溜周辺 溝渠	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却 (原則消毒不要)

消毒薬剤所要量及び算出基準

《所要量算出方法》

区分	薬剤の種類	容量目安
床上浸水家屋 (全壊、流出を含む)	消石灰	1戸あたり 0.3リットル
	混合乳剤	1戸あたり 0.2リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸 1箇所 0.2リットル
床下浸水家屋	クレゾール	1戸あたり 0.1リットル
	混合乳剤	1戸あたり 0.1リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸 1箇所 0.2リットル

3) ライフライン寸断時の対応

- ア. アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
- イ. 手洗い用水（ペットボトル）の配布
- ウ. 紙タオル、ウェットティッシュを温め、体の清拭に使用

4) そ族、昆虫等の駆除

知事より、そ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条に基づいて、それらの駆除を行う。

5) 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、市は次の措置を実施する。

《避難所における防疫指導》

- ア. 避難所の清掃、消毒方法
- イ. 避難者に対する健康調査の実施
- ウ. 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- エ. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- オ. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- カ. トイレの清掃
- キ. 仮設トイレの設置
- ク. 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布
- ケ. 臨時予防接種の実施
(予防接種の必要がある場合「予防接種法」第6条の規定により予防接種を実施する。)

5. 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達または購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

6. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町等関係機関への応援を要請する。

7. 市に対する指示及び命令（県）

県知事が感染症予防上必要があると認めたときは、災害の規模、態様等に応じ、その範囲及び期間等を定めて、市長に対し次の事項について指示または命令が行われる。

- 1) 感染症予防法に関する
- 2) 消毒の施行
- 3) そ族、昆虫等の駆除
- 4) 生活用水の使用制限及び供給等
- 5) 臨時予防接種の実施

8. 災害防疫完了後の措置

市は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告するものとする。

防疫完了の日から20日以内に、災害防疫完了報告書を保健福祉環境事務所経由にて知事に提出しなければならない。

(1) 記録の整備

記録は、次の事項について行う。

- 1) 災害状況報告書
- 2) 災害防疫活動状況報告書
- 3) 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- 4) そ族昆虫等の駆除に関する書類
- 5) 自家用の供給に関する書類
- 6) 患者台帳
- 7) 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載すること。）

第2項 清掃対策

1. 清掃活動

“環境班”が主体となり、被災地域における清掃活動等を適切に処理し、環境浄化に努める。

2. 清掃活動の実施

災害の状況に応じ、次の事項に重点をおき清掃活動を実施する。

(1) ごみ処理収集計画

1) ごみ処理

市または周辺市町等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは焼却施設において焼却するもしくは分別等を行った上で再資源化する。

なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に定める基準に準拠し実施する。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれに通じる搬送路の選定等について速やかに対処するものとする。

2) 実施方法

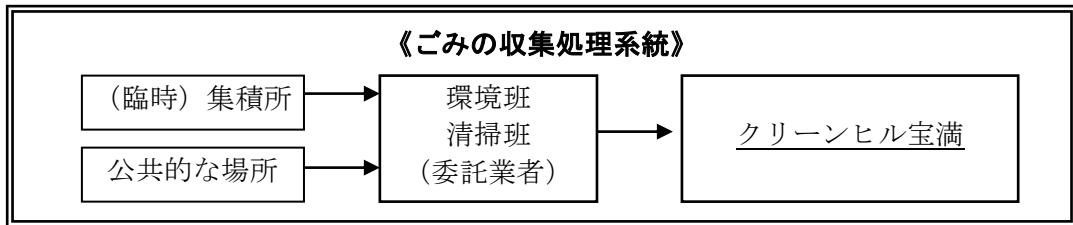
災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集・分別するとともに、環境班が清掃班を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、「クリーンヒル宝満（250t／日）」にて処理する。

《清掃班の編成》

塵芥運搬車	1台
作業員	6~8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

(1班あたり)

各班の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。



- (2) 食物の残渣物を優先的に収集する。
- (3) 処理が困難な場合は近隣市町のごみ処理施設に応援を要請する。

3. し尿収集、運搬及び処理

- (1) 市または周辺市町等の応援により必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は原則として処理施設により処理する。
なお、し尿の収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令に定める基準に準拠し実施する。

《し尿処理施設》

設置者	施設名	型式	処理能力	所在地	TEL
両筑衛生施設組合	両筑苑	低希釈 二段 活性汚泥 処理	300t/日	久留米市北野町大字 今山 2399	0942- 78-3290

- (2) 被災地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物収集業者その他の協力を得て実施する。
- (3) し尿収集処理量、運搬の算出基準

《し尿処理量》

し尿の収集処理量	被災地域の 1 戸あたり 市街地：約 400 リッル 農村：約 500 リッル
し尿運搬車	バキュームカーの 1 日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2 t 車 約 7.2k リッル (1.8k リッル × 4 回) ・所要人員：2 人

《収集運搬車の能力と所要人員》

し尿運搬車	バキュームカーの 1 日平均処理能力と所要人員 ・処理量：3.5 t 車 約 8.0k リッル 1.8 t 車 約 5.4k リッル ・所要人員：各 2 人
ごみ運搬車	ダンプカー、ロードパッカー車、トラックの 1 日平均収集量と所要人員 ・処理量：約 10 t ・所要人員：約 5 人

4. 仮設トイレの設置、確保

避難所等への仮設トイレの設置について、設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請する。

5. 応援要請

被害が甚大で自ら処理することが困難な場合には、県を通じて周辺市町の応援を求める。

6. へい獣処理

必要に応じて家畜感染症の予防をするための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、筑紫保健福祉環境事務所長の指示にしたがい、環境衛生上支障のない場所に収集し、または焼却等の方法で処理する。

逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力しその捕獲と処理の検討を行う。

7. 愛玩動物への対応

避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と避難所で共同生活を行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける。

- ア. 避難所の居室部分には、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。
- イ. 持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。
- ウ. 愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。

第3項 食品衛生・保健衛生対策

1. 食品衛生管理

以下の食品衛生に関する指導を実施する。

- ア. 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- イ. 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- ウ. 炊き出し施設等の衛生指導
- エ. 避難所用弁当調整施設等の監視指導
- オ. 飲料水の衛生確保

2. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が長期的に使用不可能となり、住民生活において健康及び精神上のストレスの起因となるおそれがある場合、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場のあっせん

- 1) 市公衆浴場の被災現状の把握
- 2) あっせんの方策

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

(2) 入浴サービス

- 1) 市内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

2) 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂を設置検討する。

ア. 仮設風呂の設置

仮設施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）の建設は、事業所または自衛隊に要請する。

イ. 給水及び燃料の確保

水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事に併せて、入浴施設への給水及びボイラ等の燃料の供給を給水施設管理者と協議し、移動給水車、燃料輸送可能車等により供給を確保する。